

運 航 基 準

令和 5年 6月 9日
株式会社 ケーエムシーコーポレーション

目 次

第1章 目 的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の各航路の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第2条 1 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一つに達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
横浜港内・東京港内・千葉湾内		15 m/s以上	1.0 m以上	300m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	15m/s以上	波高	1.0m 以上
----	---------	----	---------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 1 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
15 m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.0m以上	横揺れ 5度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	15m/s以上	波高	1.0m 以上
----	---------	----	---------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置

をとらなければならない。

視程	300m以下
----	--------

(入港の可否判断)

- 第4条 1 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
横浜港内・東京港内・千葉湾内		15 m/s以上	1.0 m以上	300m以下

(運航の可否判断等の記録)

- 2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航日誌に記録するものとする。運航中止基準の達した達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 1 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が運航管理補助者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

また、千葉みなと発着航路においては常用基準経路（第一）及び第二基準経路の2経路とする。
2つの基準経路の使用基準は、以下の通り

常用基準経路（第一）；周年

第二基準経路 ；千葉港沖海域の風向が南寄りの風で風速が7 m/s を超える時

(速力基準等)

第8条 1 速力基準は、次表を基準とするも。特に気象海象他船の状況及び旅客の状況により速力調整を行うものとする。

船名 オセアン・ブルー

速力区分	速 力	毎分期間回転数
最微速	5.0ノット	600rpm
微速	6.5ノット	1,000rpm
半速	14.0ノット	1,800rpm
最高速力	17.42ノット	2,200rpm
航海速力	16.0ノット	2,000rpm

船名 MY2

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	4.0ノット	600rpm
微速	6.0ノット	1000rpm
半速	10.0ノット	1800rpm
最高速力	18.0ノット	2200rpm
航海速力	16.0ノット	2000rpm

船名 MY3

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	3.0ノット	600rpm
微速	6.0ノット	1000rpm
半速	14.0ノット	1800rpm
最高速力	18.0ノット	2200rpm
航海速力	16.0ノット	2000rpm

船名 ポーナム 28

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	5.0ノット	600rpm
微速	10.0ノット	1000rpm
半速	14.0ノット	1800rpm
最高速力	25.0ノット	3500rpm
航海速力	18.0ノット	3000rpm

船名 シエスタ

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	5.0ノット	600rpm
微速	10.0ノット	1000rpm
半速	15.0ノット	1800rpm
最高速力	30.0ノット	5500rpm
航海速力	22.0ノット	3000rpm

船名 ルグランブルー

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	3.0ノット	600rpm
微速	5.0ノット	1000rpm
半速	8.0ノット	1800rpm
最高速力	16.0ノット	5000rpm
航海速力	14.0ノット	3500rpm

船名 ジェットセーラー

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	3.0ノット	600rpm
微速	5.0ノット	1000rpm
半速	8.0ノット	1800rpm
最高速力	16.0ノット	5000rpm
航海速力	14.0ノット	3500rpm

船名 シエル・ブルー

速力区分	速力	毎分機関回転数
微速	7.0ノット	1000rpm
半速	14.0ノット	1800rpm
最高速力	25.0ノット	2200rpm
航海速力	20.0ノット	2000rpm

船名 SEA KUMARK II

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	8.0ノット	780rpm
微速	11.0ノット	1400rpm
半速	25.0ノット	1800rpm
航海速力	37.0ノット	2000rpm

船名 SEA KUMARK III

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	8.0ノット	600rpm
微速	13.0ノット	1400rpm
半速	16.0ノット	1800rpm
航海速力	18.0ノット	1950rpm

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に計時しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(通常連絡等)

第9条 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第10条 1 船長は、入港30分前となったときは、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 着岸棧橋の使用船舶の有無
- (2) 着岸棧橋付近の停泊船舶の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮（流向、流速）
- (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

《連 絡 先》

本社（昼） 運航管理者 （夜間） 運航管理者宅

TEL:045-290-8377

（機器点検）

第 1 2 条 船長は入港着棧前、棧橋手前(防波堤手前)入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進（C P Pノ場合は翼過度作動),カジなどの点検を実施する.一日に何度も入りで洗を繰り返す場合も同様である。

（記録）

第 1 3 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関する運航日誌等に気象状況（予報）措置及び協議内容を記録するものとする。